

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

警視庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.3%
全職員	79.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	105.3%
本庁課長補佐相当職	93.4%
本庁係長相当職	90.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.3%
31～35年	87.6%
26～30年	84.0%
21～25年	83.9%
16～20年	82.5%
11～15年	84.7%
6～10年	90.0%
1～5年	90.7%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指します。
- 役職段階の各区分は国が示した例であり、これらに対応する警視庁の役職は次のとおりです。

本庁部局長・次長相当職	職員の給与に関する条例に定める指定職給料表が適用される局長級職員 ※ 本区分の職務の級が適用される警視庁職員はいません。
本庁課長相当職	同条例に定める警視庁の本部の理事官の職務の級が適用される理事官級職員
本庁課長補佐相当職	同条例に定める警視庁の本部の指定管理官又は管理官の職務の級が適用される管理官級職員
本庁係長相当職	同条例に定める警視庁の本部の指定係長又は係長の職務の級が適用される係長級職員

- 職員数は、常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算を行っています。